

別表

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成26年度 諮問受理第67号	平成26年 5 月12日 付け教委第 e－42 号	平成26年 3 月 6 日	別紙教育委小中第2918号（H24. 12／27）の別添(2)法務省管警察第123号は、市民局企画調整課市教委国際理解課「後援事案の前歴経歴問わず」主張（理由説明書）を認めず、大市民第6110号内「〇〇弁護士相談記録」も「前歴経歴問わず認めず＝問うべき見解示す」記載から、「逆論」主張根拠求める。	教育委員会事務局 生涯学習担当	平成26年 3 月13日 付け大市教委3067号	※文部科学省は、「善意の心」道徳教育強化。※非人格者を疑う委員法令反す（法第79・145号等々）委員の「道徳心」問うのが、「歴問う」一理。 直ぐ様の「学籍」回復せず、「不就学」放置する委員は、「大綱」「要綱」（京都市外国籍懇話会）尚、市の「専門相談事業」（市会採択）は、職員尊重する義務負う（地公法第30・31条）為、担当した〇〇弁護士見解「歴問う」本件事案の関係は、「通達」従事する「ㄱ」にも解す。 憲法第98条 2 項から、「人種差別撤廃条約」「子どもの権利条約」「社会権規約」は、「人種問わず」規定より、「人種問う」委員行為を歴問わずとは、市の事業を否定する反逆精神。「特別永住者は、日本人同等扱い」（文初財第464号）反す委員は、法令反す。（政令・省令）	平成26年 3 月31日 付け大市教委第3247号 公開請求 却下決定	「公開請求書に記載された公文書の件名又は内容」欄に記載された内容に係る請求は、記載内容が不明瞭なため、公開請求されている情報を特定することができないことから、平成26年 3 月13日付け大市教委第3067号で補正依頼を行ったところ、3 月25日付け補正依頼に対する回答書が送付されたが、回答書の補正後（補正内容）に記載されている内容からも公開請求されている情報を特定することができないため	平成26年 4 月 8 日	処分の取り消しを求め、「法令」逆説する主張根拠「公開」せよ。公務員は、法令尊守義務（地公法第32条）より、「根拠」要す。大市民第6016号「弁護士相談の有り方」は、専門家の弁護士を表明し、「識者」の弁護士委員着任する「本市事業」多々有。識者「有識者」呼称。規定「不」非公開は、実施機関決定事項。 「請求」とうり。後援規定「不」非公開→「理由説明書」（憲法・社会教育法等の情報提供）から、「通達」加味され、「法第79号」「法第145号」「政府官報第135号」「文初財第464号」等の「特別永住者は、日本人と同等扱いする」見解（政令・省令）、「人種差別禁止」（法令）、免責は無い。

（注）（え）欄、（き）欄及び（さ）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。